

起案	年	月	日	決裁	年	月	日	公開の状況 部分公開 情報公開条例第10条 第 号に該当	保健所受付印
所長	課長	係長	係	分類 29・09・03・13					
				保存 常用1年					
次の届を受理してよろしいか伺います。				受理	年	月	日	第	号

承 継 届 書（理容所）

年 月 日

神戸市保健所長 宛

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

..... 電話（ ） .....

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

..... 生年月日 ..... 年 月 日

譲渡・相続・合併・分割があったため、理容師法第11条の3第1項の規定により理容所の開設者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

理容所	ふりがな 名称		検査確認の年月 日及び番号	年 月 日 第 号
	所在地	神戸市 区	電話（ ）	—
※譲渡による承継	営業を譲渡した者 （譲渡人）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	譲渡の年月日	年 月 日		
※相続による承継	被相続人との続柄			
	被相続人	住所		
		氏名		
相続開始の年月日	年 月 日			
※合併又は分割による承継	合併により消滅した法人又は分割前の法人	名称		
		主たる事務所の所在地		
		代表者の氏名		
	合併又は分割の年月日	年 月 日		

1 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類

届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(1) 譲渡による承継の届出

- ア 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- イ 法人にあつては登記事項証明書
- ウ 理容所検査確認証

エ アからウまでに掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

(2) 相続による承継の届出

- ア 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第3号による同意書

ウ 理容所検査確認証

エ アからウまでに掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

(3) 合併又は分割による承継の届出

ア 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

イ 理容所検査確認証

ウ ア及びイに掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

起案	年	月	日	決裁	年	月	日	公開の状況 部分公開 情報公開条例第10条 第 号に該当	保健所受付印
所長	課長	係長	係	分類 29・09・03・13		保存 常用1年			
次の届を受理してよろしいか伺います。				受理	年	月	日	第 号	

承 継 届 書 (美容所)

年 月 日

神戸市保健所長 宛

届出者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話（ ） —

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

譲渡・相続・合併・分割があったため、美容師法第12条の2第1項の規定により美容所の開設者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

美容所	ふりがな 名称		検査確認の年 月日及び番号	年 月 日 第 号
	所在地	神戸市 区	電話（ ） —	
※譲渡による承継	営業を譲渡した者 （譲渡人）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	譲渡の年月日	年 月 日		
※相続による承継	被相続人との続柄			
	被相続人	住所		
		氏名		
相続開始の年月日		年 月 日		
※合併又は分割による承継	合併により消滅した法人又は分割前の法人	名称		
		主たる事務所の所在地		
		代表者の氏名		
合併又は分割の年月日		年 月 日		

1 記入上の注意

- (1) この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) ※印の欄については、該当する欄のみ記入してください。

2 添付書類

届出者が外国人の場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(1) 譲渡による承継の届出

- ア 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- イ 法人にあつては登記事項証明書
- ウ 美容所検査確認証
- エ アからウまでに掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

(2) 相続による承継の届出

- ア 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- イ 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の様式第3号による同意書
- ウ 美容所検査確認証
- エ アからウまでに掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類

(3) 合併又は分割による承継の届出

- ア 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- イ 美容所検査確認証
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、保健所長が衛生上必要があると認める書類